

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

グループホームハルジオン

運 営 規 程

社会福祉法人寿敬会



第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人寿敬会が開設するグループホームハルジオン（以下、「事業者」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援または要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第 2 条 事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、要支援者等の意思及び人格を尊重し、（介護予防）認知症対応型生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できることを目指し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行います。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 前各号のほか、「和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）」及び「和歌山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称及び所在地等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 グループホームハルジオン
- 二 所在地 （1ユニット）和歌山県和歌山市井ノ口302-5
（2ユニット）和歌山県和歌山市井ノ口301-1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 2人
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 計画作成担当者 2人
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- 三 介護職員 8人以上
認知症高齢者の介護を行います

第3章 利用定員

(利用定員)

第 5 条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は下記のとおりとする。

(1ユニット) 和歌山県和歌山市井ノ口302-5 (利用定員9人)

(2ユニット) 和歌山県和歌山市井ノ口301-1 (利用定員9人)

災害等やむを得ない場合を除いて、利用定員を超えて入居することはできません。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第 6 条 事業者は、利用者の居室を原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。

(食堂)

第 7 条 事業者は、利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

(その他の設備)

第 8 条 事業者は、設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第 9 条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(受給資格等の確認)

第 10 条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援（要介護）認定の有無及び要支援（要介護）認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

(サービスの内容)

第 11 条 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

一 生活相談

- 二 健康チェック
- 三 入浴
- 四 食事
- 五 その他日常生活に必要な介護

(サービスの取り扱い方針)

- 第12条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態又は要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
 - 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
 - 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(相談及び援助)

- 第13条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第14条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
 - 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

(利用料及びその他の費用)

- 第15条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービ

スであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型（介護予防）サービス費用基準額から事業者に支払われる地域密着型（介護予防）サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一 食材料費	1, 360円／日
二 水道光熱費	680円／日
三 居住に要する費用	1, 600円／日
四 その他、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの	
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

- 第16条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

(入退居に当たっての留意事項)

- 第17条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二 自傷他害のおそれがないこと。
 - 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 - 四 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 五 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(喫煙)

- 第18条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

(飲酒)

第19条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

(衛生保持)

第20条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

(禁止行為)

第21条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第23条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(利用者の権利)

第24条 事業者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定が尊重します。
- ③ 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。

- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保ち、個人情報を守ります。
- ⑦ 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。
- ⑨ 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

(衛生管理)

第25条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(従業者の質の確保)

第26条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
- 二 利用者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア
- 九 利用者の金銭管理

(個人情報の保護)

第27条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。

- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 この措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(人権擁護のための措置に関する事項)

第29条 事業者は、利用者の人権擁護等のため、責任者及び人権擁護推進員を配置し、苦情解決等の体制整備、職員に対する人権擁護の啓発のための定期的な研修の実施等その他必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第30条 事業者は、適切な社会福祉事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第31条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び、各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第32条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第33条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第10章 その他

(地域との連携)

第35条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、地域との交流に努めます。

(勤務体制等)

第36条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

- 2 従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

(記録の整備)

第37条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第38条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、和歌山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、和歌山県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(身体拘束)

第39条 事業者は、サービスの提供に当たって当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合は、合議により決定し、その態様及び時間その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由等を、家族に十分説明し、経過を記録しなければならない。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。
- 4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。
- 5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しなければならない。

(掲示)

第40条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第41条 事業者は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

(その他)

第42条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則	この規程は、平成19年10月	1日から施行します。
	この規程は、平成20年 4月	1日から施行します。
	この規程は、平成21年 3月	1日から施行します。
	この規程は、平成22年 4月	1日から施行します。
	この規程は、平成23年 3月	1日から施行します。
	この規程は、平成25年 6月	1日から施行します。
	この規程は、平成25年10月	1日から施行します。
	この規程は、平成26年 6月	1日から施行します。
	この規程は、平成27年 8月	1日から施行します。
	この規程は、平成28年 4月	1日から施行します。
	この規程は、平成30年 4月	1日から施行します。
	この規程は、令和 1年 6月	1日から施行します。
	この規程は、令和 1年10月	1日から施行します。
	この規程は、令和 2年 5月	1日から施行します。
	この規程は、令和 3年 6月	1日から施行します。
	この規程は、令和 6年 4月	1日から施行します。